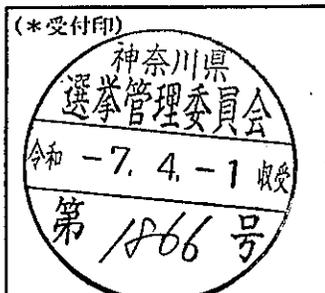


収 支 報 告 書

令和 6 年分

※該当箇所に印してください。



(ふりがな) (かながわけんせいりしせいじれんめいとつかしぶ)

1 政治団体の名称 神奈川県税理士政治連盟戸塚支部

2 主たる事務所の所在地 横浜市戸塚区上倉田町449-2 戸塚法人会館202号

3 代表者の氏名 笠原 奈美子

4 会計責任者の氏名 山本 光子

事務担当者の氏名 萩原 寛太郎

連絡先 (電話番号) 070 - 6471 - 5239

政治団体の区分

政党の支部

その他の政治団体(後援会等)

その他の政治団体の支部

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

全国(2都道府県以上)

神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

有

無

※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出
をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7
第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7
第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

(現職・候補者等)

*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	261	5264	5	N R	

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入																			
交付金を供与した 本部又は支部の名称		金 額						年 月 日		*		主たる事務所の所在地		備 考					
01	神奈川県税理士政治連盟					5	7	7	5	0	R6	・	3	・	26			横浜市中区花咲町4-106	
02																			
03																			
04																			
05																			
06																			
07																			
08																			
09																			
10																			
11																			
12																			
このページの小計						5	7	7	5	0									
合 計						5	7	7	5	0									

注 この用紙が2枚以上にわたる場合、「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

(その6)

(6) その他の収入										
摘 要		金 額							備 考	
01	預金利息							9	6	
02										
03										
04										
05										
06										
07										
08										
09										
10										
11										
12										
このページの小計								9	6	
1 件 10 万 円 未 満 の も の										
合 計								9	6	

注1 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載してください。
2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「1 件10万円未満のもの」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。
3 収入の基因となった事実ごとに、年月日順に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分(下のいずれかを○で囲む)						細目別区分					
		○組織活動費	選挙関係費	機関紙誌の発行事業費	○政治資金パーティー開催事業費	その他の事業費	○寄附・交付金	その他の経費	会費				
支出の目的		金額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
01	後援会総会会費				1	0	0	0	0	R6.8.9	あさお 慶一郎	鎌倉市大船4-16-34-202	
02										..			
03										..			
04										..			
05										..			
06										..			
07										..			
08										..			
09										..			
10										..			
11										..			
12										..			
このページの小計					1	0	0	0	0				
その他の支出													
合計					1	0	0	0	0				

注1 項目別区分は、いずれかを○で囲んでください。

注2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。

注3 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

注4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 3月 29 日

政治団体の名称 神奈川県税理士政治連盟戸塚支部

会計責任者の氏名 山本 光子

〔 〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 _____ 〕

- 注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。